

令和元年度 第2回
府中市国民健康保険運営協議会会議録

市民部保険年金課

令和元年度第2回府中市国民健康保険運営協議会

- 1 日時 令和2年1月29日（水） 午後1時30分～午後2時23分
 2 場所 府中市役所西庁舎3階第3・4委員会室
 3 出席者 (1) 運営協議会委員

区分	氏名	出欠
被保険者を代表する委員	佐藤 政利	○
	佐藤 俊浩	○
	藤見 義彦	×
	栗田 勝	○
	谷田部 知津子	○
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	櫻井 誠	○
	野本 和久	○
	金森 泰	○
	山本 純一	○
	中村 徳浩	○
公益を代表する委員	村木 茂	○
	高津 みどり	○
	手塚 としひさ	○
	日野 佳昭	○
	水野 洋子	○
被用者保険等保険者を代表する委員	新保 恵子	○
	(欠員)	

(2) 事務局

職	氏名
市民部長	村野 良男
市民部保険年金課長	中村 孝一
市民部納税課長	関田 和馬
市民部保険年金課長補佐	青木 眞輝
市民部納税課長補佐	青木葉 一幸
市民部保険年金課給付係長	古田 裕樹
市民部保険年金課保険税係長	小俣 秀行
市民部納税課納税推進係長	有村 徳昭
市民部納税課滞納対策係長	畠山 太一
市民部保険年金課保健師	大谷 幸代
市民部保険年金課事務職員	新藤 香揚

- 4 傍聴者 1人

令和元年度第2回府中市国民健康保険運営協議会
(令和2年1月29日開催)

会議録(要点筆記)

会 長： 定刻となりました。皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。新年でございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。ただいまより「令和元年度第2回府中市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本日の会議について、傍聴希望の方がいらっしゃいます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、傍聴を承認してよろしいでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしということでございます。それでは、傍聴希望の方、お入りください。

[傍聴希望者入場、着席]

会 長： はじめに、事務局より配付資料の確認がございましたのでお願いします。

給付係長が、配付資料の確認を行った。

会 長： これより議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。本日の会議は、藤見委員から欠席の連絡をいただいておりますので、報告いたします。

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」についてでございます。被保険者を代表する委員から佐藤俊浩委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員から野本委員、公益を代表する委員から手塚委員にそれぞれお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

会 長： 異議がないようでございますので、各委員の皆様には本日の会議の会

議録署名委員をお願いいたします。

それでは、日程第2「令和元年度府中市国民健康保険特別会計補正予算の概要（案）について」について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

保険年金課長補佐が、資料1について説明を行った。

会 長： 説明が終わりました。何かご質問のある方はお願いします。

委 員： 1件だけ確認をさせてください。諸支出金の償還金及び還付金が少し多いと印象を受けるのですが、これは備考にあるようにほとんどが返還金ということでしょうか。還付金もこの中にあるとしたら、どのくらいになるのか。前年度と比較が分かれば合わせてお尋ねします。

給付係長： 内訳でございますが、そのほとんどが、普通交付金で平成30年度に給付を受けたものの返還分になります。昨年度最後の診療報酬を支払う時に概算請求されたものについて同額交付され、多く貰い過ぎた分を返還するのが内訳のほとんどです。

委 員： 今の答弁分かりました。私の感じとして多いのかなと思ったのですが、いつもだいたいこのくらいなのか、3月補正でこれだけ472%の補正をしていますので、そこが通年と比べてどうかということだけ改めて質問させてください。

保険年金課長： 昨年も金額的には予算上はこの程度の金額を入れさせていただいております。実際に最終的に補正する額につきましては昨年は900%ほどいっていたと思います。その前の年は確か450%で、例年大きな差が出る状況にはなっております。

委 員： はい、結構です。

会 長： 他にご質問ございますでしょうか。
ご質問がないようですので、本件は了承としてよろしいでしょうか。

全 委 員： 異議なし。

会 長： それでは、これで本件は了承といたします。

日程第3の「国民健康保険保健事業実施計画に基づく保健事業等の実施状況について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

保険年金課長補佐が、資料2について説明を行った。

会 長： ただいま事務局より報告がございました。これについてご質問ありませんでしょうか。

委 員： 特定健診の実施期間の関係なのですが、以前、議会等でも取り上げて7月1日から9月末まで3か月間は、他市に比べて期間が短いのではないかと指摘をさせていただいて、当時医師会の関係の方からは、例えば10月になるとインフルエンザの予防接種とかで忙しくなるとありました。予防接種と特定健診を同じ日にしても大丈夫というような話を聞いたことがありますので、なんとか9月末を10月末までに延長できないでしょうか。そのあたり何か進めていることがあればご答弁いただければと思います。

保険年金課長： 市からも医師会へご相談したことがあります。医師会から、10月中旬以降はインフルエンザの予防接種、3か月という期間が周知されていて、案内がしやすく受診率も高いなどのご意見がございました。色々なご意見があるところではございますが、受診率につきまして現在26市中、法定報告数値では1位ということでもあります。54.8%という高い受診率ではありますがここ数年、順位ではなくてパーセント的にはあまり変わらないような状況ですので、今後も医師会の方と打ち合わせの折に、健診期間につきまして検討を重ねていきたいと思っております。

委 員： 受診率が他市に比べて高いということはよいことなのですが、7月8月というとかかなり暑くて、受診に行けないので9月に涼しくなると思っていると、9月下旬になると最後ということもあり、集中する医療機関だとかなりいっぱいになって、受診で待たされたり、中にはいっぱいなので無理ですとお断りされたりすることもあるような話も聞いています。従って、先ほど申し上げたように、インフルエンザの予防接種と同じ日でも大丈夫だということなので、セットでできるような形をとって

もらうか、あるいは、期間を10月末までにし、その期間の中で、今9
1か所の協力医療機関の中で、どうしても10月はできないというところ
は実施しないという選択制のようなことができないか。中には10月
まで延長してもらえればありがたいというような協力医療機関もあると
思います。本日、医師会の方がいらっしゃるので、是非前向きに検討い
ただいて、なんとかそのような方向に進めていただきたいとお願いをい
たします。

委 員： 医師会としましては、以前4か月になった時が1度あります。その時
に受診率が上がったのかということ、少し下がったくらいなのです。それ
とやはり3か月というものは医療機関においてはその健診の期間にパー
トの職員というようなものを頼んでやっているようなところが結構あり
ます。1か月増えるということ、ばらばらに来られる方のためにフルのパ
ートさんを頼むということは、基本的に難しい、という意見をいただい
ております。従って、他市に比べても受診率が高くずっときており、ま
た、3か月という恒例の形を作ってきていますので、そこをあえて変え
るということに医師会としては積極的に賛成しかねるというのが現状で
ございます。

会 長： ご説明ありがとうございます。事務局はいかがですか。

保険年金課長： いろいろなご意見があるということを知っておりますので、なかなか
短い期間でということは無理だと思いますので、長い期間でご相談させて
いただきたいと思います。

会 長： 他にございますか。

委 員： 2つ教えていただきたいのですが、特定健診の受診者数、だんだん少
なくなっているのですけれども、40歳から74歳以下の人は減っ
て、75歳以上は増えているのですか、あるいは社保が増えているので
すか。もしくは両方ともなのか。そのあたり教えていただけますでしょ
うか。

保険年金課長： 国保の被保険者は75歳になると後期高齢者医療制度に移ります。国
保の被保険者の減る一番大きな要因はやはり75歳になり後期高齢者医
療制度に移ることです。それともう1つは国の方で社会保険への加入を

推進しており、その条件も段々緩和される中で社保の被保険者となる方も多くいらっしゃる、国保の被保険者自体が減少傾向にあるところから、特定健診の対象者数も減少しております。

委員： これから国保の支払いが減ってくるということはないですか。後期高齢者が増えるから逆に支払いが増えるということですか。

保険年金課長： 後期の方はそうなる傾向にあると思います。

委員： トータルとして増えるということですね。

保険年金課長： 全体の人口が減れば、後期の方も減るかと思いますが、府中の人口はまだ全体で減少傾向ではなかったと思いますので、全体ではそんなに変わりませんが後期高齢の方に移っていくという形になっています。

委員： 多分増えると思います。あと1つ教えていただきたいのですが、5ページの受診行動適正化指導事業の重複受診1か月間に同系疾病について3医療機関以上受診している者で、この中で向精神薬を違う医療機関でもらっているのは何例くらいあるのかわかりますか。

給付係長： 精神科から処方されている医薬品については、相談が難しいケースもありますので対象からは除外しております。

委員： 除外してる人たちはどうしているのですか。どこがどういう風に対応しているのですか。

給付係長： 国保の事業として相談するにあたり、なかなか改善が難しいケースもございますので、この事業に関しては対象から除外させていただいて、国保の事業としては取り扱っていないということです。

委員： それは聞いたのですが、市の中でどこが扱っているのですか。除外したままなのですか。

保険年金課長： 今答弁したように、国保としては精神の重複受診等については対象としておりません。市の中でも、全部調べたわけではないので分かりませ

んが、事業として対応はしていないと思います。

委員： 東京都医師会の方でも精神科薬の重複というのがかなり問題になっておまして、医師会としては精神科に何度も薬を貰いに来るという方を要注意としてリストアップしていこうという動きがあります。市の方ではそういう情報を把握して、それをこういう風にやっていくというように医師会にかけあったり、そういう情報を得て何かするっていう行動を起こすような気持ちはございますか。

保険年金課長： 精神関係につきましては専門的な知識がないとなかなか対応できないというような話もありますし、国からガイドライン的なものが出ている状況ではないので、現状では国保として対応は難しいと考えております。

委員： 少しずつ見ていこうという気持ちがないとなかなか難しいと思います。ネット上などで出して、騒がれるという話もよく聞きます。従って我々医師会としてもそこを厳重にみていこうという気持ちもありますし、市の方でも特に難しいということではなくて、基本的には薬剤ですので、確かに病状等あるかもしれませんが、医療機関に確認すれば適正なものが出てくると思いますので、そういうところで前向きに一步出てきていただきたいかなと思います。

会長： 要望として承ります。
他にございますでしょうか。

委員： 3ページのウの医療費通知のことなのですが、まずこれが確定申告で医療費控除に使える通知書なのかどうか。あと、そうであれば今送られている期間が10月から翌年の9月診療分だと思うのですが、これを確定申告の期間である1月から12月に合わせて発送をしていただけるような、事情があるからこういうようになっているとは思いますが、将来的にそういうような期間に合わせて発送していただくというのはできるかどうか、教えてください。

給付係長： 医療費通知の内容でございますが、確定申告に使えるものとして作成しております。この通知は1月末に発送しており、最新で9月診療分まで作成しておりますが、医療機関等から市役所の方に医療情報が届くの

が診療月から2か月後になります。そこから対象を抽出して印字となりますと、12月分までまとめて、確定申告の時期に間に合うように発送するというのが難しいものがございますので、足りない月の分はご自身で領収証等を保管していただいて、医療費通知に足していただくというお願いをするようになっております。

委員： 2か月という期間が短縮できないと難しいということですね。分かりました。

会長： 他にございませんでしょうか。
他に質問等ないようでございますので、本件を了承といたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

会長： 異議なしということで、それでは本件は了承といたします。
続いて、日程第4の「令和2年度府中市国民健康保険特別会計予算の概要（案）について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

保険年金課長補佐が、資料3について説明を行った。

会長： 説明が終わりました。何か質問ございますでしょうか。

委員： 状況は分かったのですが、昨年の11月くらいに議会の方に多子世帯に対する国保税の減免についての陳情が出て、今継続審査でまた議会で審議する予定になっているものがあり、その時に多子世帯の滞納がどのくらいあるのかなどをお聞きしました。またその中で、他市で多子世帯に減免をしているという話があったのですがけれども、府中市として今後の少子化を考えた時に、お子さんが多い国保に入っている世帯に対して何か取組予定、または取り組んでいるところがもしあれば参考までに教えていただければと思います。少なくともこの予算の中にはそういうところがあるのかどうか。無ければ無いで結構ですので、教えてください。

保険年金課長： 予算の中では現状ではございません。それから多子世帯に対する減免の部分ですけれども、府中市は他市に比べて保険税が所得割、均等割と

もに非常に安いところに位置しておりますし、また実施している市もそれぞれやり方がまちまちで一定の形での減免となっておりませんので、現状ではそういった対応は考えておりません。

委員： わかりました。

会長： 他にございますでしょうか。

全委員： なし。

会長： それでは、他にないようでございますので、本件は了承といたしますが、よろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

会長： それでは、本件を了承といたします。

続きまして、日程第5の「旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

保険年金課長補佐が、資料4について説明を行った。

会長： この件についてご質問ございますでしょうか。

委員： 今までは当分の間この適用が継続されるということだったのですが、現在継続されている方というのはいつから適用がなくなるのか。今後のご主人が75歳以上になった場合に65歳以上の奥さんがというようになると思うのですが、今現在継続となっている方というのはいつから適用がなくなるのでしょうか。

保険税係長： 現在75歳未満の方で2年以上旧被扶養者減免を継続されている方はこの4月から適用がなくなります。2年未満の方は、2年目を迎える月までは適用がございまして、2年1か月目から適用がなくなるということになります。令和2年度につきましては、令和2年7月に国民健康保険税納税通知書をお送りする際にその対応をさせていただく予定です。

委員： そうしますと4月から適用がなくなるということで、7月に納税通知書が来た時には4月に遡ってそのようになっていますということで金額が確定されるということですか。

保険税係長： おっしゃる通りです。4月分から翌年3月分まで計算させていただきますので、その時に計算したものを記載させていただきます。

会長： 他にご質問ございますでしょうか。

全委員： なし。

会長： 質問がないようですので、本件は了承としてよろしいですか。

全委員： 意義なし。

会長： それでは本件は了承といたします。
続きまして、日程第6の「その他」でございますが委員の皆様から何かご質問等ございませんでしょうか。

全委員： なし。

会長： 事務局の方、何かございますでしょうか。

事務局： ございません。

会長： それでは「令和元年度第2回府中市国民健康保険運営協議会」をこれをもって終了したいと思います。ありがとうございました。